

力士  
早瀬川の碑  
(大正七年没  
一八才)



昭和3年御大典を祝した自動車（資母産業組合前）



奥藤 水口惇一郎氏提供

## 第一一節 戦時経済下の但東町（旧三村）

### 一、経済更生運動

大正から昭和初期における農村不況を克服するため、政府は農林省に「經濟更生部」をおき、自作農創設、農村負債の整理、農村更生運動を全国に展開することになった。それは全国における深刻な小作争議の展開、労働争議の発生等に対する対策の一つでもあった。但東町たる奥三村でも、このような全国的な動向が漸く本格化したのは支那事変勃発以後のことであった。

資母村が発行した「經濟更生計画書」（昭和一五年刊）も、この間の事情をその序文で次のように述べてある。すなわち資母村は戸数約七〇〇戸余、大部分は純農業の平穏な農村であつたと前置きし、

「然るに近時社会の進運に伴い、その情勢は複雑化し、殊に支那事変勃発以来諸物価労銀の昂騰、或いは物資、労力の欠乏等に基因し、生活は一層深刻化し、ひいては産業経済、教育、思想の總てに亘り一大変革を來さんとする非常時局に直面するに至れり」

と、その背景を述べ、次いで經濟更生運動の趣意、目的等について次のように述べている。

「此の秋（とき）に方り、本村に於ては県の指定をうけ、その更生計画に基き、村内各機関と連絡協調の上、産業経済の村勢を最も明確に調査し、且つこれが現状を批判し、計画的組織的刷新を図り、

非常時農村の方途を定め、本村經濟更生計画を樹立するに至りたり」

と。この頃より「非常時」「一億一心」「農業報國」等の言葉は、如何なる団体でも用いられるようになり、時局は日支事変から太平洋戦争、第二次世界大戦、と展開してゆくのであるが、經濟更生運動はその第一歩をなしたといえる。

この經濟更生計画はまず県の指定を受け、その指導と助成を得て村民大会を開き「宣言、決議」を採択し、そこからむしろ精神的な事業を中心として事業が計画された。

第一にその「宣言」には光輝ある紀元二六〇〇年事業として村財政並に各個經濟の立て直しに邁進し、以て銚後農村の完璧を期せんとすと述べ、「決議」は「1. 基本調査の正確、2. 社会風儀の矯正、思想の善導に努力し、3. 農業經營の刷新と自給生產の増加に努む」としている。

基本調査では、道路整備によつて県道と一等町村道の延長を明かにしている点が、まず注目される。

すなわち県道「出石—宮津線」二里三三二町、「中山—久美浜線」一里五町、「中山—加悦線」菅谷より与謝に至るを一里二八町、「出石—峰山線」中藤より大成から五箇村に至るを二三一町としている。また町村道は、1. 資母上夜久野線二〇町、2. 中藤—加悦線二五町、3. 西野々虫生線二三三町、4. 赤花—藥王寺線二〇町、5. 坂野—高龍寺線五町、6. 東里線一一町、7. 畑山線七町、8. 中山—太田線一八町を挙げている。

また基本調査では戸数七〇四戸（專業五五三戸）一五才—七〇才人口二、〇三九人、一五才未満一、一八〇、七一才以上一七九人としており、自小作別では自作一七四、自小作二四〇、小作一五二戸と小作が約三割あることを示している。面積広狭別では五反以下一二八、一町以上は僅か九三戸、あと三四五戸が五反以

上一反未満であつた。また各戸調査に基く月別労力過不足状況調は興味が多く、總体として四・五、六月に不足するが、一戸当二六人の余剩労働力を有することを明らかにしている。またこの当時養蚕は盛んで、春、秋晚秋蚕を通じ一戸平均四二貫を生産し、四二〇円の収入があつた事を示していた。

負債の平均は一戸当六六一円、預金高は一戸平均六七二円で預金の方が若干多く、農家経済の平均一戸当たりでは、収入一、三六三円支出一、二三四円で、一二九円の黒字となつていた。

また農産物の増産計画では、米の平均反収一・七石平均を、二・二石に引上げ、総生産額を六千石から、八千五百石に引上げ、養蚕を反収一六貫余を、一八貫余とし、収穫總量を一万三、四〇〇貫とすることとしている。畜産物は和牛を主とし、現在の総生産五万七、〇〇〇円を将来七万二、〇〇〇円に引上げ、牛二頭飼の実現を期している。農事実行組合二二、養蚕実行組合一七、森林土工組合二などを活用し肥料、飼料、資材の自給計画、節約による生活刷新計画、勤勉による貯蓄奨励策、負債整理、保険の普及、銃後援護計画等に及び、その実行に当つては共同一致「上意下達、下情上通」の道を開くこととし、婦人大会にも大きな期待を寄せていた事が注目された。

高橋村では資母より早く昭和一年四月浅田太左衛門村長以下幹部役員、役場職員が大生部兵主神社に参拝し自力経済更生を誓願するなど塙村真剣な取組みを行つたことは特記されようし、合橋村も県当局の指導により協議を重ねたことはいうまでもない。

## 二、戦時経済下の村民の経済と生活

### 1、日支事変と農村

昭和一二年七月七日北支の蘆橋溝で遂に日支事変が勃発した。この事変は日華事変、北支事変などと呼ばれたが、満州事変の当然の発展であり、豫め仕組まれた衝突であることは、その急速度の戦時経済への発展によつても知られた。七月事変勃発と同時に、戦時公債が可決され、南京、上海事変が起り、翌一三年四月早くも「國家総動員法」が発動、わが国の経済はあつという間に戦時経済に再編されていった。その年の年末には首都南京が陥落し、翌年二月には各町村に銃後奉公会がおかれ、七月には国民徵用令が布かれ、出石郡下の神美鉱山に勤労動員が行われるようになつた。紀元二六〇〇年(西暦1937年)の式典もこの戦時経済体制を盛り上げるために仕組まれ、物動計画は農山村の隅にまで行われ、一五年六月には早くも砂糖、マッチの切符配給制が、七月には「七・七禁令」といわれる奢侈品製造禁止令が布かれ、丹後、但馬の縮緬工業も転業を余儀なくされるものもでてきた。年末には行政末端まで「大政翼賛会」の組織が確立された。戦線は拡大され青年にして出征する者日ましに多くなり、英靈として無言の凱旋するものも多くなつた。旧三村でも村軍人後援会(会長村長)の活動により、出動軍人には慰問品と慰問状を送り、遺家族に対するは団体代表者とともに毎月家庭訪問し、或は映画会を開き慰安会を催し、農繁期には労力援助を行うなど全村一体となつてこれに当つた。当時の昭和一二年末、資母村の軍人服役人員はつきのとおりであつた。

区別		現役	役	帰休兵	補充兵役	予備役	後備役	合計
将校								
下士官								
兵								
第一								
第二								
将校								
下士官								
兵								
将校								
下士官								
兵								

## 国民兵役

		第一 国 民 兵		第二 国 民 兵		合計
○	将校	下士官	兵	適間現役兵	二一才七二六	
九			計			
一七						
二六						
			二			
				六八		
					四六	
					五三〇	
					五六六	

## 2、太平洋戦争と住民の生活

かくて昭和一六年一二月八日、わが国は米国、英國に対し宣戦を布告し、日支事変は太平洋戦争に入り、ドイツ、イタリアと共に、第二次世界大戦の主役を演ずることとなつた。出征兵士の見送り、英靈の出迎えは日ましに多くなり、出征兵士の家も英靈の家も多くなつていった。とくに国民徴用令により徴用される者も多くなり、町も村も家庭も、戦時一色に塗りつぶされ、ラジオも新聞もその日の戦果を報告するのであるが、太平洋における戦況についても、眞実は知らされず、戦局は日ましに苛烈を加えてきた。昭和一七年一月には、但東町中山にさえ防空監視哨がおかれるようになつていつた。

軍需優先の重点政策が行われたが、戦局の苛烈に加え、生活配給物資の不足が顕在し、昭和一九年中の物

海軍	陸軍
○	四
三	二
二	一二
一	一
○	一七三
○	一〇八
○	四
四	七
三	四八
○	一
○	三
四	七七
一六	四三九

資需給は資母村では次のようになつた記録が残されている。

### 物資配給と供出（昭和一九年中）

#### 一、生活必需物資—配給状況

戦局ノ進展ニ伴ヒ食料・燃料・衣料・其他雑貨品ノ民需物資が漸次圧縮セラル、ハ當然ナリ。本村ニ於テハ常ニ村常會ニ於テ其ノ事實ヲ傳ヘテ認識ヲ求メ他面村内ノ實際ニ即スル意見ヲモ參酌シテ公平適切ヲ期シ當局者・配給所・消費者一丸トナリ戦時耐乏生活ノ圓滑ナル運営ニ努力シツヽアリ

#### 一、重要物資ノ供出状況

##### (1) 主要食糧品ノ供出

昭和一九年産米ノ供出ニ付テハ事前割當ノ方針ヲ執ラレタルモノニシテ其後縣下各地ニ於ケル旱害水害等ノ為メ相當多量ノ報國供出ヲナスノ止ムヲ得ザルニ立至リタルモ一般農家ノ自覺認識ニヨリ其ノ結果ハ予期以上ノ好成績ヲ収メ又其他ノ主要食糧ニ付テモ左表ノ如ク好成績ヲ挙ケタリ

小 麦	大 麦	米	種 別	割 当 量	供 出 量	種 別	割 当 量	供 出 品
六八	七三五	一一、七八七・五 <small>俵</small>	一一、七八八 <small>俵</small>	二二、七八八 <small>俵</small>	裸 麦	馬 鈴 薯	九 <small>俵</small>	九 <small>俵</small>
一四二	六四三	甘 藷	七、一四一 <small>メ</small>	四〇〇 <small>メ</small>	七、一四二 <small>メ</small>	四〇五 <small>メ</small>	九 <small>俵</small>	九 <small>俵</small>

(四) 林產物其他供出狀況

報 國 薪	用 材	木 炭	種 別
九、 五〇〇 束	九、 五〇〇	三三、 八八八 石	割 當 量 俵
九、 五〇〇 束		三三、 二〇二 石	供 出 量 俵
		藤 蔓	種 別
			割 當 量
			供 出 量

(八) 其ノ他金属等回収状況

回 収 年 月	回 収 品	數 量	買上代金	附 記
昭和一九・三 七	座 ぶとん 編 蚊 帳	二六一貫 五枚	一、三〇四円 五七	九三一枚
" 一〇・二 五十錢以下銀貨	火 薬 綿 白金・ダイヤ	二六三貫 一〇点	二、六二九	重要工場用
" 一一 五十錢以下銀貨	銀 (第一次) 二、〇四〇匁	一〇点	七二六	
銀 (第二次) 四〇七枚	八八四枚 六四五匁	七九〇	三九五	
" 一一〇一 買上計算中				

### 三、戦時下における但東町の機業

#### 1、七・七禁令と縮緬機業

既に平和産業は解体されつつあったが、兵庫県縮緬工業組合として発足した但東町下各村の縮緬機業も、昭和一五年七月七日、商工省令第三三九号で公布された「奢侈品等製造販売制限規則」によつて、大きな打撃をうけることとなつた。この規則の名称は「製造販売制限規則」となつてゐるが、その中味は戦時下「贅沢は敵」として一切の奢侈品の製造販売を禁止し、徹底的に平和産業を軍需産業へ切替えようとするもので、別名「七・七禁令」と呼ばれた。

この規則で指定され、製造、加工、販売禁止の対象となつたものは、染絵羽織、織絵羽織、綴織帶地、綴織袱紗地、刺繡織物等高級織物であつた。殊に縮緬工業に適用される規定は「銀絲もしくは漆絲（模造品を含む）又は模造品たる金絲を用いたる織物及びその製造（模造品たる金絲、銀絲又は漆絲を用いたる帶地及び帯を除く）」という規定と「白生地縮緬（壁織及びチエニーを含む）にして一反（三丈物）につき販売価格六〇円を超ゆるもの」という規定であつた。

想うに資本の零細な貸織りを主とする家内工業的な縮緬機業にとつては、その貸織収入の増加のために、伝統的な技術を生かし、高級織物の貸織によつて高い貸織収入を得るより他はなかつた。このため丹後縮緬工業組合でも、兵庫県の織物工業組合でも、鋭意貸織技術の高級化に努めてきた。かくして西陣の高級織物が、草深い田舎の家内工業として生産されてきたのであつた。その高級織物が製造加工、販売を禁止された

のであるから、その影響はまさに致命的であつたといえる。したがつて丹後縮緬工業組合の昭和一五年度の

「第一一年事業年度事業報告書」も、その「事業の状況」について次のように述べている。

「然るに七月に入り突如発令せられたる奢侈品等製造販売制限規則は、業界を極度の混乱に陥れ、取引は皆無となり、ここに開店休業の状態を呈せり、その後、脱光脱色認定により販売を許可せられることとなり、業界はやや愁眉を開きたるも、将来の見透し困難なるに依り生産数量は激減し、不安定のまま越年するの止むなきに至れり」

また「精練事業」の報告については、

「七・七禁令により業界未曾有の打撃を蒙り、精練量目は前年度に対比し一八万九千余貫、手数料において四一万四千余円を減じたり。右は七・七禁令により禁制品はもちろん、一般製品についても取引杜絶し、しかも前途の見透し全く不可能となり（中略）消費者も縮緬は奢侈品なりとの誤りたる浮説に惑わされたる等のため業界は極度に混乱且つ沈滯せり」

と記している。

但東町中山に事務所をもつた兵庫県縮緬工業組合も、昭和一四年には生産額は二六八、七五一反、価額は四六八万三千余円に達した。これらの七・七禁令が機業家に与えた影響について、機業者自身の書いた記録はないが、工業組合の雑誌「丹後縮緬」で小巻生は次のように述べている。

七・七禁令の七月七日は我々のどうしても忘ることのできない日である。日頃心血を注いで織つた縮緬も無価物となるか、死蔵品と化するか、吾人の打撃は大きい。尤も金絲銀絲を用いた白生地縮緬も、金銀糸

を除去し又はこれを脱色すれば禁止品とならない。漆糸を用いたものも、それを除去するか、光沢を消せば禁止品とはならない。しかし折角高価な原料を用い、丹念な操作をして仕上げた織物を、更に薬品其他で抹消して販売するようなことはできない。しかしそのような加工処理をしなければ、手持ちの縮緬も出荷販売できなくなつたのである。折角高価な生産費をかけた品を死蔵することもできない。どうしても忘れ得ない日となつたこの機業家の気持ちは、同時に但東町内の当時の機業家の心情であつたといえる。兵庫県縮緬工業組合が昭和一四年中の奢侈該當製品を七、九三五反とし、一五年七月七日現在の奢侈品手持を次のように示していたのは注目に値する。

生産手持量 七七一反 金額三〇、八四〇円

(他に該当品手持一、八一九反、七二一、七六〇円)

一反三〇円の損害として二三、一三〇円

金銀漆糸手持量四五貫四三〇匁一三、五四五円

販売制限による普通滯貨

三五、五〇〇反 八四六、三三〇円

これらを早急に手配し、一五年八月現在では奢侈品の手持ちは七八一点、価格にして二一、二四〇円となつたと記録されていた。(「七・七禁令の農村工業に及ぼせる影響」)

## 2、戦時下における織機の供出

昭和一六年になると戦線は一層拡大され、年末遂に太平洋戦争に突入、一七年に入つて戦争は一層苛烈と

## 第五章 現代における旧三村の成立

なり、物資は一層不足し、昭和一七年五月八日には不急不用の金属の強制回収が初められた。橋や階段の欄干、手摺り、鉄柵、鉄格子など、鉄製品、金属製品は強制的に回収されることになり、その供出はのちにみると、戦時下の末端町村行政の重要な仕事となつた。したがつて個人の所有する金製品、宝石類はもちろん消防団の半鐘や寺院の釣鐘も統々強制的に回収されようになり、奢侈品製造禁止、強制転業等で遊休施設となつた織機もついにハンマーで打こわされ、金属として供出されるようになつた。これらの金属回収は終戦の年まで続けられたが、輸送が間に合わず、山村の僻地等では、これらの供出鉄材が供出のため道路傍や空地に集積されたまま終戦となるような悲劇も至るところでみられるようになつた。単に但東町だけでなし、全国の機業地がそうであつたが、縮緬や絹織物



写真● 資母村のお寺の釣鐘供出

工業は、落下傘工場となるか、又は奢侈品として製造が禁止され、はてはその織機まで鉄材として強制供出される破目になつたのである。

#### 四、戦時下の村行政

##### 1、一般行政

また昭和一九年の資母村常会の記録、提案事項によれば、当時の村役場の行政事務、会合、調査事項等は次のように、合橋高橋においても同じような措置がとられ「上意下達」が強力に進められた。

第一は大政翼賛会主催による旧三村の世話役（部落長）・世話人（隣保長）の練成会・講習会であつて、その会合の要領は次のようであつた。

- (イ) 主催者 大政翼賛会県支部 郡支部 町村支部共催
- (ロ) 范囲 世話役 世話人 各町村有力者（町村長 学校長 町村支部事務長）（各部落長及び各部落毎に隣保長中一名は必ず出席）
- (ハ) 期日場所 二月四日（合橋 高橋 資母）合橋村役場二階参集者は当日午前八時三〇分までに会場へ参着のこと
- (二) 講師 県支部より派遣
- (ホ) 講習員に対する注意
- 1、昼食持参 集会時間励行

## 2、服装 国民服又は神拝行事に支障なき服装とす

## 3、講習中は自由外出を許さず

また地区別勤労報国隊編成に關しては、

国家総動員法第五条に基く勅令「国民勤労報国隊協力令」により全国各地域職域団体に於ては普く、勤労報国隊を結成すべきものにして、既に警防団、青少年団、婦人会、産業報国会、商業報国会、労務報国会等に於ては夫々報国隊を組織せるも、市区町村を区域とする地区別報国隊は未だ結成に至らず、この急速に設置方督促されつつある実情なれば、村内居住者中、左の年令範囲内のものにして前記の各種報国隊員にあらざるものを以て、最近報国隊を結成せんとする方針なれば、此の旨、一般へ御示達置かれたし、

と通達された。対象者は次のようであつた。

男子 一四才以上五〇才未満のもの

　　疾病・白痴・その他勤労に堪へざるものを除く

女子 一四才以上二五才未満のもの

この頃陸海軍軍用飛行機献納寄付金募集報告が行われた。

兼て各位の絶大なる援助を得て公募したる献納機寄付金は別表のとおり予期の好成績を収めたるは洵に感謝に耐えざる所なり。尚、寄付金は既に本郡町村長会に於て取まとめ目下、軍部へ手続中のものにつき、別紙領收証の配付とともにこの旨一般へ御伝達ありたし。

また昭和一九年人口調査に関する件が通達された。

本月八日勅令第二七号をもつて「昭和一九年人口調査規則」を發布せられ、左記により戦時下の人口調査を行はることとなりたるを以て一般に対し、克くその趣旨を諒得せしめ、調査の完全を期せられんことを望む。

(イ) 調査の目的 戰局の進展に伴い軍需生産 食糧生産 交通運輸等に要する人員の充実及び食糧その他、国民生活用品の配給統制等の重要計画上、各省庁とも信頼しえべき人口統計資料を要求す。しかも国内人口の移動甚だしく之が推計は不可能なる現状なり 依て「資源調査法」に基き緊急に内地を限り人口調査を行わんとす。

(ロ) 範囲 内地（樺太を除く）に現住するもの 陸海軍部隊を除く

(ハ) 時期 昭和一九年二月二三日午前〇時

(二) 調査事項 住所 氏名 男女の別 年令（数へ年）

配偶者の有無 所属の産業 従業上の地位 兵役の関係

各人毎に一枚の申告書を用い、世帯主より市町村長に申告せしむ

主要食糧米の消費節約に関する件については、

戦時下食糧問題の重大なるは論を俟たず 政府においてもあらゆる方途を講じ食糧問題の円滑化に全力を傾倒されつつある実情なり 就ては本年度における本村の食糧事情は、昭和一八年産米の減収並に政府買上米の供出状況等より見て、農家保有米は僅少となり、相当数量の還元配給を受けざるべからざる状況なるを以て、各位においては部落内の実情を充分に調査さるとともに、部落農会長・

婦人会班長その他関係者と緊密なる連絡協調を保ち、一般をしてあらゆる方法を講じ、（玄米食 混食代用食 農閑期粥食 野生食料の工夫活用、その他、米麦雜穀の村外持出厳禁等）出来る限り食料米の消費量を節約してこれが食延ばしをなさしめ、極力農家に対する還元配給米の申請をして寡少ならしむる様、一般の御努力を得たし

と記録されている。この年の一二月国債貯蓄成績は次のようであつた。

村に対する割当総額 一一、六〇二円

内

国債貯金額 九、六七二円六〇銭

国債応募額 一、八九八円

合計

一一、五七〇円六〇銭 (不足三一円四〇銭)

また現役兵入當出発時刻変更について、次のように協議された。

入学出発前打合事項参照のこと

入當兵部落

村内集合日時場所

畠山 (広島)

二月八日午前七時三〇分

資母校々庭

口藤中藤 (〃)

六時三〇分

中藤校 "

中山虫生 (岡山)

二月九日 七時三〇分

資母校 "

畠山 (広島)

六時三〇分

中藤校 "

(注)

口藤中藤 (姫路)

" 六時三〇分 中藤校 "

(イ) 入営者は当日午前七時五〇分中山発定期自動車にて出発の予定なるも、降雪のため自動車通行不能の場合は一日繰上げとなるやも計られず お含み置かれだし

(ロ) 入営兵は出石駅に集合、郡代表附添吏員の指示を受け、一一時四〇分同駅発の予定なり

更に都市疎開実施に関する件も通達された。

本年一月より都市疎開区域（阪神方面は大阪市神戸市尼崎市）に於ては活潑なる勧奨指導を行うこととなりたるも、その成否は一つに、転出者を受入る側の協力如何によることの影響大なるを以て、之等転出者の縁故者に対するは努めて引取世話を勧奨するとともに、住宅或は職業の斡旋についても可及的援助をなさしむる様、指導ありたし

と。この年「兵役法」の一部が改正された。

政府に於ては戦力増強に努めることとなりたるを、一般に示達さられだし

(イ) 在郷軍人の年令延長

第一、第二国民兵役年限を延長し、何れも「年令満四五才に満つる年の三月三一日まで」に改む

(ロ) 徴兵適令年の繰上げ

満一九年に繰り上げられるため、本年は満一〇年の壯丁ならびに満一九の壯丁と両者に対し、徵

兵検査を行はる、こととなつた。

またこれに伴う昭和一〇年度のこの村の徵兵検査は次のような成績であつた。

昭和二十年度徵兵検査の結果に関する件

受検社丁 三三二名

うち 甲種

一二名

第一乙種

一一名

第二乙種

四名

第三乙種

四名

丙種

一名

またこの頃アルミ貨幣が回収された。資母村のアルミ貨回収に関する一、二月中の成績は左の通り。

一錢 九二、一五二枚

五錢

八、七一七枚

一〇錢

一二、四九六枚

九二一円五二銭

四三五円八五錢

一、二四九円六〇錢

合計 一一三、三六五枚

一二、六〇六円九七錢

また五月以降食糧米配給量の改正については次の報告がある。

- 1、自今青少年幼児特配、学童給食廃止
- 2、労働者には別に増配するものとする

### 3、家庭配給量

年令 五月以降 現在

一七二 ○、八 合

三五

○、八

一、二

○、八 合

丙種は第二国民兵編入者とし、第三乙種以上の合格者は全員現役徵集見込者となる。

## 第十一節 戦時経済下の但東町

六七〇 一、四 一、八

一一一五 二、五

一六六〇 二、三 二、三

六一〇 二、一 二、一

その他甘諸増産開畠事業追加割当に関する件

割当 二町一反

馬鈴薯生産割当に関する件

昭和二〇年度繭生産計画数量に関する件

春蚕 七、六九二貫 夏秋蚕 二、七〇四貫 計 一〇、三九六貫

疎開学童の野菜集荷に関する件

一戸当たり 七五匁以上 每月一日 一五日 (前日までに資母校へ集荷のこと)

となつてゐる。それまで別表により集めた。

(別表) 集団疎開学童用野菜供給計画

資母校区一七貫以上

九月二〇日出荷 中藤校区一一 "

供給量五〇貫以上 赤花校区一一 "

太田校区一一 "

一〇月以降

資母校区二六貫以上

每月一日出荷

中藤校区一六 "

供給量七五貫以上 赤花校区一七 "

太田校区一六 "

" "

(一) 集荷方法 各部落においては婦人会にて集め学童を以て各校庭迄集荷し村はこれを宿舎、織物組合と藏雲寺へ送る。

(二) 種類は何品にてもよい。

(三) 代金決算は毎月末精算せらる。

## 2、戦時教育の歩み

満洲事変が支那事変に、支那事変が太平洋戦争へと戦線が拡大され、しかも戦況が悪化するに伴い、拳国一致体制が強化され、教育も、急速に戦争協力教育に転化していくことは既に見てきたとおりである。

このような拳国体制の下で、今日の但東町に所属する地域の各学校が戦争協力教育への道をひたすらに進んでいったことは当然のことであった。「本校主催剣道大会ヲ開ク 優勝校豊岡小学校」「柔道実施尋五以上男準正課トシテ毎週一時間実施」(平田校)というような記録が昭和一五年頃から見られるようになる。昭和一五年頃は、食糧事情も都市ほどにさし迫った状況ではなかつたと考えられるが、「本日ヨリ昼弁当を強制的ニ混食セシム」(赤花校)というような記録が見られるのは、食生活の指導を通じて、非常時意識ヲ喚起しようとしたものであろう。

これが、昭和一六年になると「国民学校ニテハ初等科ニ於テモ農耕作業ヲ課外ニ実施スルコトトナリ、水田、蔬菜園(三畝(三アール))外食糧増産園トシテ開墾地三畝ヲ經營ス」(赤花校)「戦時国策食糧増産運動参加、校下市場在ノ直営農場開墾勤労作業本日ヨリ開始、本年度約一反歩(一〇アール)ノ開墾ヲ予定」(合橋校)「網羅開墾約七畝青学生兒童ノ共同作業ニヨル」(平田校)というように、食糧増産のための勤

労作業が進められていく。また、衣料織維の不足を補うため「夏休ミノ課題トシテ桑皮採取、野生ラミーノ採集ニ当タラシム」（合橋校）というような仕事も進められていく。そして、今年一二月八日には、米英に対する宣戦が布告され、「対英米宣戦布告海軍真珠湾急襲、マレー半島敵前上陸、國民一億火ノ玉トナツテ敵米英ニ対シ戰ヒヌク決意ヲ固ム」ということになり、「賀茂神社へ全校戰勝祈願」「必勝國民大会村民大會日出神社（南尾）ニ於テ開催參列」（合橋校）「控場東部ニ戰死者ノ遺影ヲ祭ル祭壇ヲ設置シ、朝夕、感謝、冥福ヲ祈ルコトトスル」（赤花校）ということになつていく。

しかし、こうして一七年に入つても、シンガポール陥落、皇軍入城、シンガポールを昭南と命名（二月）蘭印バンドンに皇軍入城（三月）比島バターン半島米比軍降伏（四月）比島コレヒドール島陥落米比軍ウエンライト総司令官以下降伏、マンダレーの陥落（五月）戦局の有利さを聞く中で、戦争協力が進められていつた。既に一六年六月「満蒙義勇軍赤石、田口実両君神戸出帆ニツキ中島首席神戸移民教養所マデ見送」のあつた久畠校は一七年二月には「満蒙義勇軍堀一三五、岸本泰三君壮行式校長引率上神」が行われている。続いて、「満洲青少年義勇軍ニ対スル教學奉仕団ニ校長參加、満洲國ニ出張ス」（太田校）ということになり「校訓『忠誠勇武』ヲ掲示ス」（太田校）というようになつていき、各校共、食糧増産、桑皮採集等の勤労作業が一段と強化されていく。

なお、再度に亘つて義勇軍を送つた高橋地区では、一九年一月、満洲農業開拓団先遣隊を一月に、二月には補助先遣隊、三月には第二次補助先遣隊を満洲に送り、続いて第一次本隊（平田校区）更に続いて第二次本隊（久畠校区）を満洲に送るという情勢になり、青少年義勇軍（大月弘義君中易忠夫君田口章君）が渡満

している。そして一月には久畠校中島太良衛門校長に、関東軍在満教務部への出向命令が下り一二月渡満している。

一方、各国民学校共、「決戦即応食糧増産ノタメ当局ノ指令ニ基キ」運動場を耕耘し、また河川敷を開墾し大豆を播種するなど食糧増産にあたり、「決戦下繊維資源徹底増産ノタメ登校前一時間ヲ桑剥皮ニアテ始業時刻ヲ遅延」、「報国薪生産ノタメ初等科五、六年出動」、「七三八束五千二百貫ヲ供出」、「炭焼作業五、六年出動」、「出征家庭ニ勤労奉仕」等に学校の主力が注がれる状態になっていく。

都市に頻繁に空襲が繰り返され都市児童の疎開が行われるようになり、二〇年五月には神戸市西郷国民学校児童が、高橋地区樂音寺、光蓮寺、専福寺に、資母は織物組合事務所、藏雲寺に疎開している。それと共に、疎開児童に野菜をおくつたり甘藷（さつまいも）を届けたりなど、そういうことにも、知事から下附された「必勝車」が活躍する。

なお、戦況の緊迫に伴い、従来の勤労作業の強化のみならず、「野生ミラー採集」「ヒマ増産」「松脂採取」「団栗採集」「薬草採集」「薬工品増産」というような作業が繰り返され、それらの運搬供出に「必勝車」が活躍するのである。

当時の教職員は、報われることの薄い待遇の中で（当時、年若い教師の月給は干柿一連の値段より安かつた）児童の先頭に立つて勤労作業の指導に挺身したのである。また、合橋、高橋、資母一致して難局打開に当たるべく「東部国民学校職員勤労修練農場」を合橋地区出合に拓いて作業を共にし、志を固めあつたのである。

そして、二〇年に入ると、各国民学校とも学校毎に「学徒義勇隊」を編成し、七月には「郡学徒聯合隊結成式」が、合橋地区日出神社で行われ、同じ七月、合橋校で「海軍志願兵予備検査」が行われたときには、国民学校高等科生が幾人もこれを受験している。

さいわい、この地域は爆撃を受けたことはなかつたが、米軍B29の姿が何回もこの上空を通過するようになり「空襲激化ニ伴ヒ登下校ハ分散シテナスヨウ指導ス」というような事態に進んで「無条件降伏」におち込んでいったのである。

## 五、昭和一九年の軍隊宿營

但東町すなわち旧三村では從来も軍隊の宿營が行われ、大正年間でも八年一二月九日、福知山連隊の宿營、九年一一月姫路三九連隊の演習が中山を中心に行われた。しかし物資不足と人手不足の昭和一九年一一月福知山中部軍教育隊の宿營が行われた。

その日程は次のようであつた。

一一月一四日

(1)福知山中部軍教育隊（歩兵砲）

中隊長鶴飼少佐以下人員一五〇名 軍馬三、四〇頭

(2)当日午前八時頃ヨリ合橋村南尾附近ヨリ戦闘開始同日一一時ヨリ一二時頃迄ノ間ニ於テ本村中山

ニ到着戦闘中止同地資母校及如布神社附近ニ於テ昼食

(3) 昼食後演習再開シ京都府与謝郡岩屋村ニ到リ宿營ノ予定

一月二六日

(1) 当日福知山屯營出發途中演習ヲナシツ、登尾及藥王寺峠ヲ越ヘ同日二二時ヨリ一二三時頃迄本村中山ニ到着宿營翌二七日五時頃出發 坂野峠ヲ越ヘ京都府中郡方面へ行軍ノ予定

(2) 參加人員

佐官五名	尉官四四名	准士官七名	下士官六五名	幹部候補生八二七名	兵八三名	傭人一一名
計	一、〇四二名	(外二軍馬)	約八〇頭)			

(3) 宿營方法

宿舎ハ一ヶ中隊一九〇名以内ヲ一集団トシテ六ヶ所ニ設備スルコト但シ分宿スルモ差支ナシ  
馬部隊(五〇〇名)ノ宿舎ハ学校ヲ可トス  
佐官級及中隊長ノ宿舎ハ各人毎ニ準備ノコト

(4) 給与

出發迄二朝食シ昼食携行ノ予定

時節柄味噌汁など温汁ノ準備ヲ可トス其他燃料ノ準備等

が豫め通達されてきた。このための宿營用食料品の供出割当は次のようにあつた。

軍隊宿營用野菜類及甘藷供出予定表

大字	戸農 数家	甘	諸	野	菜	大字	戸農 数家	甘	諸	野	菜
奥赤	奥藤	中藤	口藤	虫生	二七	二一	八八〇	一八	九〇〇	七五	三三
二六	三五	四一	三三	二七	一一	五三〇	一〇〇	一〇〇	五六〇	二四	二〇〇
一一	一五	一八	一四	二一	一一	三〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二一
四四〇	四〇〇	九二〇	二三	二一	一一	坂津	赤花	赤花	赤花	坂津	坂野
一八	二四	三〇	一〇〇	一八	一一	高龍寺	大字	大字	大字	高龍寺	計
二〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇	二一	一一	野	菜	菜	菜	野	二一
計	坂野	坂津	赤花	七五	七五	戸農 数家	戸農 数家	戸農 数家	戸農 数家	野	野
三一五	三二	二〇	二〇	二一	二一	甘	諸	甘	諸	五二	五〇〇
一三八	一四	八	一〇	一三	一三	野	菜	野	菜	五〇〇	五〇〇
六〇〇	〇八〇	八〇〇	五六〇	六〇〇	六〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
二二〇	二三	一四	一六	二二〇	二二〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
五〇〇	四〇〇	〇〇〇	八〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇

集荷場  
資母校＝虫生、口藤、中藤、奥藤、坂野  
太田校＝奥赤、赤花、坂津、高龍寺

その収支計算は次のようにあつた。

資母村における一月二六日軍隊宿營経費収支精算書

◎収入ノ部

一金八百五拾參圓五拾八錢 軍隊支拂金総額

金 一二三、四五 野菜物代  
四〇、二八 甘諸代（間食用）

	譯	内	金	二二八、九〇	魚介代
一金五拾六圓六拾錢		金	二〇七、〇〇	木炭代	
(馬匹九八頭 雜費一頭當、二〇錢寢藁一四八束一束、二五錢)		金	六九、六〇	薪代	
譯金六九四、四〇		金	一五四、九五	宿舍費	准士官以上（一人当、二五錢）
馬繫場雜費及び寢藁代		金	三、〇〇	下士官・兵	（ “、一五錢）
合計金壹千七拾八圓五拾八錢		金	三六、四〇	炊事場手當	
一金五百拾參圓貳拾錢		軍隊支給品處分代収入金	(味噌澤庵代学校給食用トシテ處分ス)	馬繫場及寢藁代	
内一金五八、八〇		准士官以上	(四九人分一人当一、二〇)	村銃後奉公會補助金	
譯金六九四、四〇		下士官	兵 (八六八人分 “、八〇)	村銃後奉公會補助金	
一月二六日宿營費舍主手當金					

一金貳百七圓

木炭代（六〇俵分 農業會支拂）

一野菜物、味噌、雜魚代

六、〇四 円  
錢

一金參拾壹圓七拾五錢

一四日軍隊晝食經費～如布婦人會謝札金

一五、〇〇

一米代不足金

一〇、七一

一金拾五圓

二六日吏員其他夕食雜費

合計金壹千六拾參圓五拾五錢

差引残金拾五圓參錢（部落經費充當見込 但シ残余ヲ生ジタル時ハ本年度協議費中へ繰入予定）

（備考）

軍隊ヨリノ支給米（コウリヤン交リ）一人当三合一勺及宿營以外ノ部落ヨリノ寄贈米（一石一升）

ハ宿營人員ニ比例シ各部落へ配分シタリ

## 六、きびしき増す戰時耐乏生活

その他戰時經濟下の但東町の実情を示すものとして、資母、高橋、合橋各村の行政事務記録の中から主な行政上の諸通報、諸制度の変化を綴つてみれば次のようである。

### 1. 部落会の組織とその活動

日支事變以後の戰時經濟の進展に伴い内務省は昭和一五年九月「町内会部落会等整備要領」を全国市町村に移牒し、市には町内会、町村には部落毎に部落会を組織し、國策を汎く國民に透徹せしめることとなつた。

この組織は戦争遂行のための上からの押しつけ自治組織として問題となり、戦後民主行政の発足と共に廃止された。

しかし戦時下の上意下達の重要な組織となり、昭和一七年一月には更に「隣保班」の整備と指導に関する通牒が発せられた。部落常会（すなわち部落総会）は少く共毎月一回これを開催し、隣保班は「増産供出配給及び消費の規正等統制経済の運用について必要な機能を發揮せしむる」こととなつた。

## 2、「生活刷新規約」の作成

昭和一六年に入ると政府は各町村に命じて、各町村常会、隣保班を通じ、「生活刷新規約」を作成せしめ、それを総ての国民に実行せしめるよう通達した。但東町内の三村いずれも画一的な規約をつくらしめたが、昭和一六年四月資母村で制定し実行することになつた規約の主な内容はおよそ次のようであつた。

この規約は前文と必行事項とよりなり前文は曠古の難局に際会し、一億一心大業完遂に邁進するため、それぞれの職域で実行すべき必行事項を定めたことを記し、その必行事項としては

- 一、国体観念の明徴、二、公共事業の推進、三、貯蓄奨励と納稅の完納、四、時間励行、五、氏神祭礼、六、入退営行事の簡素化、七、婚礼・葬祭その他の簡素化、八、保健衛生、九、娯楽に関する申合せ、一〇、節米資源愛護、一一、勧進、合力の取締基地を定め、その実行方法について委しく規定し、公休日は名目上この規約で定めた。

## 3、最高販売価格の制定

昭和一六年四月よりすべての商品の価格に最高価格を制定し、物価の高騰を抑えることとなつた。村民の

購入する物資はよかつたが、これらの最高価格は村民の販売する野菜等の農畜産物や絹織物等に及び、その影響するところは極めて大きいものがあつた。例えば但馬牛等の犢の販売価格にまで及んだ。この年の六月「畜牛最高販売価格指定に関する指示事項」が発表された。六月六日制定された牛の最高販売価格中役肉用牛は次のようであつた。

生後一二月未満の登録資格ある牛牝七四〇円、牡四五〇円、登録補助牛又はその資格ある牛は牝四二〇円、牡三三〇円

生後一二月以上の登録資格ある牛は牝八一〇円、牡六五〇円、登録補助牛又は其の資格ある牛は牝五二〇円、牡三四〇円

となつていた。

#### 4、食糧増産活動・配給活動の増強

昭和一六年九月部落農会長会に提出された食糧増産事項は凡そ次のようにあつた。

- (一)甘藷馬れい薯、つくね芋の配給統制
- (二)青果物配給統制
- (三)青果物出荷組合設立
- (四)麦原種配付並に採種圃設置
- (五)麦類増産計画
- (六)レンゲ共同採種圃設置

- (七) 農林用石油配給の実施  
(八) 玄米最高販売価格の制定  
(九) 米麦耕作台帳作製  
(一〇) 家兔毛皮規格及び買入価格制定  
(一一) 水稻多収穫品評会開催  
等であった。

### 5、米穀管理委員会規程の実施

昭和一六年一一月市町村農会に米穀管理委員会を設置し、管理米の割当、決定、査定に関する事項を取扱はしめることとなつた。

#### 市町村米穀管理委員会規程要綱

- 一、市町村米穀管理委員會ハ市町村農會内ニ設置スルコト
- 二、委員會ハ左ノ事項ヲ審議スルコト
- （一）米穀豫想収穫高ノ決定ニ關スル事項 （二）管理米數量ノ割當ニ關スル事項
- （三）其他米穀管理上必要ナル事項
- 三、委員會ハ會長一名委員若干名ヲ以テ組織スルコト
- 四、會長ハ市町村農會長ヲ以テ之ニ充ツルコト
- 委員ハ左ニ掲ゲル者ノ中ヨリ市町村農會長之ヲ任命又ハ委嘱スルコト

(二) 市町村長

(二) 産業組合員

(三) 部落農會長、又ハ農事實行組合長

(四) 穀物検査員

(五) 米穀關係職員

五、會長ハ會務ヲ總理スルコト

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其職務ヲ代理スルコト

6、統制品購入券の發行

昭和一六年一二月より次の統制品が切符制となり、それぞれ購入券で購入するようになつた。

1、植物油、2、釘、3、砂糖、4、清酒

等であつた。

なお一般消費者用清酒の配給については、出石郡町村長会を経て次のような申合せ事項がつくられ、実施されるようになつた。

一般消費者用清酒配給ニ関スル申合事項

昭和一六年一一月一二日 出石郡町村長會

一、清酒ハ兵庫縣酒類販賣株式會社豊岡支店ヨリ各町村へ人口ニ割當配給ス 但シ人口ハ昭和一五年度ノ國勢調査ニヨル

二、右配給量ノ壹割ヲ冠婚葬祭用ノ増歩ニ利用ス

三、右ノ残額ヲ各町村民満貳拾歳以上ノ男子數ニ割當、部落別配給ス

7、軍用飛行機献納金の募集

軍用機特別寄付の他献納金の寄付募集が相次ぐようになった。この頃の献納金の部落別、町村別募金状況

- 三、部落ハ右ノ中貳割ヲ常用者以外ノ者ニ優先的ニ臨時用ニ配給ス其ノ残額ヲ隣保ニ於テ調査セル清酒常用者ニ配給ス
- 五、以上ノ配給方法ハチケットニ依リ町村内ニ於ケル小賣業者ヨリ隨時引替購入スルモノトス
- 六、総テチケットニヨル引替ハ現金タルコト
- 七、チケットノ有効期間ハ壹ヶ月トス
- 八、チケットハ割當ラレタル數量ヲ嚴守シ部落常會長ニ於テ責任配付ス
- 九、冠婚葬祭用トシテ町村長ニ配付サレタル清酒ト普通配給酒ノ壹割ハ町村長ニ於テチケットヲ交付
- 一〇、交付サレタルチケットヲ賣買譲與シタルモノハ双方共一ヶ月間配給ヲ停止ス
- 一一、チケットノ様式ハ各町村任意トス  
賣業者ヨリ移入シ町村ニ於テ引取り直接配給ス
- 一二、其ノ町村ニ於ケル小賣業者ニ対スル配給量ト消費量トノ差額ニ不足ヲ生ジタル場合ハ他町村販
- 一三、チケットハ最高一升最低二合ヲ發行シコノ限度ニ於テ取引スルモノトス
- 一四、冠婚葬祭用ハ從来ノ配給方法ニヨリテ行フ
- 一五、冠婚葬祭用ノ配給所ハ業者ト協議ノ上一定ノ場所ヲ指定ス

は次のとおりであつた。

資母村 総計	坂 津	赤 花	奥 赤	奥 藤	中 藤	口 藤	虫 生	中山 赤野	如布	部 落 名	金 額	獻 納 金	部 落 別 表
		二、 五八九	九三五	一、 一七六	一、 四〇五	一、 一一七	一、 〇一九	一、 八九三	一、 六四四	円			
三万四、 八七八円	八三一	坂 野	高 龍 寺	西 野 々	太 田	木 村	東 里	日 向	烟 山	部 落 名	金 額	二、 五四五	五四五
		計											
二〇、 三一八	二〇、 三一八	一、 二〇四	七〇三	六一六	六五〇	七四七	八六〇	二八四	二六、 六〇〇	出石町	九一、 五一六	五二一	六五
總出石 郡計 二五七、 一四八・ 三一	計	渡 地方 事 務 義 務 雄 所	養 出 蚕 組 合 郡	資 母 村	高 橋 村	合 橋 村	神 美 村	小 坂 村	室 埴 村	町 村 名	金 額	出 石 郡 表	九一、 五一六
		二〇五	五	二〇〇	二五六、 九四二	三四、 八七八	一一、 三二五	三四、 一五三	一七、 三〇八	二六、 六〇〇			
	七二	七二	〇〇	五九	〇〇	〇〇	九四	五〇	五〇	〇〇			

## 七、決戦体制下の旧三村行政

決戦体制下すなわち終戦の年の旧資母村常会（部落会長の会議、こんにちの区長会議）の状況は次のようであった。

### 1、昭和二〇年五月の常会徹底事項

#### (1) 国民義勇隊の組織運用に関する件

現下の事態に即し本土防衛の完備と当面せる生産防衛の一體的飛躍的強化を図り、状勢急迫せる場合は直ちに武器を執り蹶起する態勢に移行せしめるがため、全国民挙げて「国民義勇隊」を組織することと、本村においても別紙「国民義勇隊の組織運用に関する要綱」に基き各部落会を単位とし、地域組織による「資母国民義勇隊」を組織する方針なり。尚、組織編成については近く準備委員会を開催し遅くとも本月中には組織を終り、実行すべき予定なれば、この旨一般へ徹底せしめ、その実効を挙ぐるに遺憾なきを期せられたし。

#### (2) 町内会部落会の戦時指導に関する件

戦局は真に熾烈にして特に危急の状態にある今日、町内会部落会の戦時指導に関し、その筋の通達に基づき左記事項の完璧を期せられたし。

(イ) 町村長はその役職員につき適格者の選任に一層の努力を致すとともに、これが指導を強化し、苟もその地位を乱用する不当の処置なからしむること。

(口) 常会の運営は形式に流れず実践的なることを旨とし、各種国策の惨透撤底に一段の工夫を致すとともに、国民の憤激を熾烈ならしめ国策の遂行に対する住民の自發的協力の風を盛んならしむる如く指導すること。

(ハ)

町内会部落会の指導に当つては、国民の道徳的練成と精神的團結を図るの基礎組織たる点にも深く留意し、之をして行政の補助的下部組織に墮するが如きことなきよう努むること。

(二)

町内会部落会機能を遺憾なく發揮せしむるため此の際、部制を強化し、活動力に富む献身的なる人物を部長に選任し、非常事態即応の計画を予め樹立すること。

(三) 非常事態に處するため隣保台帳の整理を完備し、尚近親縁故者をも記載せしむること。

(ハ) 非常事態に際しての防空防火救護等の活動及び増産供出等につき、隣保相扶の團結により総力の發揮に遺憾無き対策を樹立実行すること。

(3) 応召入営者の見送方に関する件

本月中の応召者左の如し。見送方御配慮ありたし。

別	部落名	出発予定日時	摘要	要
応召	如布・太田	五月一七日七時三〇分定期バス		大阪
入営	奥藤	五月二一日七時三〇分定期バス		堺
入営	(海軍) 虫生・東里	五月二三日七時三〇分定期バス		千葉・大竹
入営	畠山	五月二五日七時三〇分定期バス		北海道・旭川

- (5) (4) 出動軍人家族撮影写の複写不能の件  
銃後奉公会費前期分徵収の件
- 会員割（遺家族とも全家庭）一人当たり八〇錢
- 村民税割（四月一日現在遺家族及び傷病軍人家庭を除く）村民税一円に付六五錢  
右を本月末納税貯金より徵収せんとす。御了承得たし
- 各人別明細書は不日送付す。
- 戦災援護資金応募ならびに援護物資供出成績に關する件
- 国民貯蓄の増強に關する件
- 納稅団体設立奨励金交付に關する件
- 集団学童の疎開に關する件
- 疎開学童・神戸市灘区西郷国民学校児童約一〇〇名
- 疎開地 資母国民学校（工業組合及び藏雲寺に分宿予定）
- (10) 蓿麻種子配布に関する件
- 決戦下空戦の日を追うて激化の一途を辿りつつある今日、航空機用潤滑油の需要急増のため、之が原料たる蓖麻子の一挙に増産を図る必要上、政府に於ては本年度から栽培方針を改め、別紙「実施要綱」に基き一大運動を展開し、生産集荷の確保を期することとなりたるを以て、別表割当のとおり直ちに毎戸へ種子を配付し栽培せしめ収穫目標量の達成に最善を尽されたし。

## 第十一節 戦時経済下の但東町

- (11) 西野々灌漑対策溜池築造工事の実施に協力方の件  
担当者 中山赤野 渋谷旗二氏
- (12) 児童服その他洋裁品類の修理加工に関する件  
戦没者英靈凱旋ならばに村葬執行に関する件
- (13) (イ) 中山出身、故海軍一等兵曹渡辺三代志君の英靈伝達式は、来る本月二五日和田山町円竜寺に於て挙行され同日午後六時凱旋の予定につき当日は村内毎戸弔旗を揚げ前例により、午後五時四〇分までに中山橋付近において出迎方御配慮得たし。
- (ロ) 村葬執行時期に付御協議を得たし。
- (14) 戰捷祈願祭の執行に関する件
- (15) 松根油工場人夫供出方に関する件
- (16) 村有林野立木処分希望地申出に関する件
- (17) 疎開者、罹災者調査の件
- (18) 配給関係資料調査の件  
物資配給に関する件
- (19) 1 五月分味噌、醤油（一人五〇匁）  
2 五・六月分塩 3、いかなご  
5、嬰兒石けん 6 家庭用器物 7 下駄台・鼻緒  
8 並型マツチ 9 紺 織

- (20) 10 障子紙・ちり紙（一月以降登録の妊婦へ二〇〇枚）  
 11 戦災者に対する特別衣料切符の交付（罹災証明者とミトメ印）

## (回収ボロ代金の支払の件)

村目標一二一貫（二戸一七〇匁） 代金貫当たり五〇銭

もつて当時の但東町の模様を知ることができる。しかし、七月にも次の件が協議されている。

## 一、国民義勇隊員名簿作成に関する件

この件につき至急必要あるを以て別紙下調書中左記事項御整備の上直ちに御提出ありたし。

## (イ) 付記欄には本人の職業記入のこと。

(ロ) 異動の者（病弱者及び妊娠婦等隊員たるの資格を有せざるもの、又は転入者にして脱漏せるもの等を調査し、直ちに報告のこと。

尚、各小隊に於ても別紙様式による「隊員名簿」を作製し、爾後これが異動を整理し、異動の場合は直ちに隊長へ報告のこと。

## (別紙)

国民義勇隊々員名簿（昭和二〇年五月二七日現在）第	小隊
隊種名 氏 名 年令 職業 異動事項	備考
小隊長 甲野一郎 四五	年月日退任
転籍	

分隊長	乙野二郎	四〇	年月日	死亡
隊員	丙野三郎	三五	年月日	退任罹病

注意

一、国民義勇隊の適実敏速なる活動を期するには、常に各隊長に於て隊員を把握し置くは必順の条件なるを以て、本様式により名簿を作成し（男女別に）爾後の異動は常に整理し、正確を期すること。年令は数え年による。異動の場合は直ちに隊長へ報告を要す。「女子隊」もこれに準じ作成のこと。

## 2、大兵庫開拓団の満州分村

昭和一九年大平洋戦争の戦局漸く不利となつた三月、高橋村を中心に結成された「大兵庫開拓団」の本隊員四四三人は、満州国浜江省蘭西県北安村に、悲劇の分村計画による移住を行つた。この『国策に散つた開拓団』（昭和五〇年町教委刊）の送出と引揚げの事実は、但東町史にも永久に特筆されねばならない善良な町民の痛恨の悲史となつた。まずその当時の背景からみよう。

満州事変以来わが国の満州開拓は、わが国の発展を東亞の広域経済に求めようとする海外発展政策の拠点になつた。この頃から東亞共栄圏という言葉が用いられ、日滿共栄圏という言葉も盛んに使われるようになつた。満州への分村計画は、この満州經營政策と、日本本土の農業經營規模の拡大、農家經濟の安定、食糧自給確保政策とが結合された基本国策となつたのである。地主制下の国内農業の安定のための適正經營規模の創出は困難で、海外移民と満蒙開拓と満州への人口分散計画より他はなく、それ等は、農林省で戦時下に

計画立案された。満州移民のための満蒙開拓義勇団の編成、青少年義勇軍の訓練（内原訓練所）等は最も精力的に行われ、前述の経済更生運動と共に早くも長野、山形等の山村で具体的な分村分郷計画が進められ、模範にされた。これらを第一次計画として既に第一二次集団開拓移民計画が「分村（分郷）計画」の形で進められつつあったのである。

その第一三次集団開拓団選出計画は、兵庫県を中心として計画され、具体的には氷上、三原、佐用、美方出石の諸郡が予定されていた。昭和一七年八月、満州への分村事業促進協議会と、それに伴う講習会が出石町昌念寺で開催され、これに高橋村長大月敏三が出席し、感動したことから、この問題は急激に高橋村を中心として具体化することとなつたのである。

（「国策に散つた開拓団の夢」一二二頁）

この八月二〇日から二二日に亘る協議会と講習会の主旨と内容は次のようであつた。

目的は満州開拓特に分村計画運動の具体的な参加者を募集するにあり、この事業は「満州国の農業開発を以て東亜新秩序建設の拠点培養に寄与する」と共に、「内地における農業生産組織を再編成し、農業生産性の向上（就中食糧増産自給確保）と零細農家の規模拡大、生活安定確保を期するため」の非常時下的喫緊の業務とされた。それを各指導機関の理解と連携によつて具体的に実現しようとする計画であつた。

また、協議並びに講習科目は次のようであつた。

- (一) 農村再編成の方向とその対策
- (二) 安定農家適正規模に関する件

(三) 分村計画樹立指導に関する件

1 分村事業と兵庫県における今後の計画

2 入植形態とその手続

3 分村計画設定方法

4 開拓地の建設方法

(四) 分村事業促進に関する件

講師は県及び県郡農会関係職員であった。また、当日の郡内の参考者は各種団体役職員、町村長以下全吏員、国民学校青年学校全職員、町村翼賛壯年団幹部で時局下のよくある普通の協議会であり、講習会であった。しかし、この会合で、第一三次大兵庫開拓団に対する予備概念が造成され、分村計画の伏線となつたといえる。

その年の一一月大東亜省が設置され、開拓農家の送出計画も総合的に大東亜省に移り、農家三二万戸を満州に送るという龐大な五六年計画が立案された。続いて翌昭和一八年二月、出石町で県農会主催の興亜運動推進大会が開かれた。前述大東亜省の計画に基き、既に昭和一八年度三〇〇村を指定することとなつており兵庫県下では、従来他県の実績から見ても純朴な人口圧の高い農山村が選定され成功している例にかんがみ出石郡、美方郡等が照準されたことは当然であつた。そして遂にこの二月の興亜運動推進大会で、第一三次兵庫開拓団を、出石郡で組織することが決定されてしまった。もちろんその背景には時局の厳しい推移と、戦時下の狂ほしい国家主義精神の強調があつた。この大会での決定に従つて、この月の一五日本部の分郷開

拓団建設事業の現地調査が行われ、約二〇日間に亘つて中易寛、岩破平右衛門、倉橋誠一の三氏が現地を調査し帰国、三月一四日視察報告を兼ね、分郷開拓団建設協議会が開催された。

しかし、老幼男女を加え全家族を極寒の満州に送出することは容易に全員の同意を得ることの困難な事業であった。このため昭和一八年度の出石郡における満州開拓事業実施の指導要項を見るに、まず郡全体として推進員を養成するため各町村より一〇人程度の推進指導員を選定し、その鍊成講習会を開く。次いで町村吏員の講習会を、また、各町村で全村教育を徹底せしめることとし、国民学校、青年学校はもちろん「女子拓植運動」の展開のため女子指導者講習会が開かれた。また、各種団体の講習会、開拓雑誌の購読、転業者の帰農、現地の満州開拓予定地、茨城にある内原訓練所の視察及びその視察報告会が開催された。とくに資母、高橋、合橋においては、団長の現地調査、推進員の現地、先進県（既に分村を行つていた）視察等が要請され、

#### イ、村委会における分村計画の議決

#### ロ、中心人物の現地派遣

#### ハ、学校、青少年団、部落婦人会への教育

等が重点的に行われた。

すなわち二月の現地視察に次いで、同年四月、満州國浜江省（開拓予定地）にブルフ農法伝習生三名を送り視察せしめ、七月には開拓団推進委員一〇名が任命され、まず茨城県の内原訓練所（加藤完治所長）に入所し訓練を受けた。

昭和一八年九月二七日、農林省は高橋村を正式に皇國標準農村に指定、同日村民大会が開かれ、単独分村による満州移民選出を決議し、団名、戸数、幹部編成が成立してしまった。まことにあつという間の出来事であつたといえる。

一月一八日には開拓特別指導事業費の助成金として一、〇〇〇円が交付され、また、高橋村も残留家族の扶助規定、一世帯一人一日五〇銭、五人家族で一円三〇銭を支給すること等を決めた。また、満州開拓者にはゲートル地下足袋等衣料品が配給され、渡満家族中の他出者は、それぞれ家族と共に渡満のための解雇を申請した。

また、開拓地での満州生活料理講習会が開催され、渡満開拓団員の手荷物等の輸送準備や同行する開拓地の教師、医師等も決定された。

昭和一九年一月先遣隊一一名出発、続いて二月補助先遣隊二三名出発、三月二一日本隊四四三名が故郷を去り、満州に向つたと記録されている。

しかし「国策に散つた開拓団の夢」の資料によつてみても一九年三月の渡満者の予定は団員七〇、準団員二、男大人四四人、女大人、一二八人、六才より三才まで一一人、五才以下五二人、計四〇七人となつており、三月二日付の文書では三月二二日豊岡駅発一〇〇名は山陰廻り下関行、一六〇名は播但線姫路廻り下関行、残余の団員は四月一日より五日までに出発予定とされていた。

また、三月二一日豊岡駅発數森助役引率で山陽線・関釜連絡船、北朝鮮の安東経由の渡満者名簿では、大人一一三人、小供四七人、幼児三三人、計一九三人となつており、翌四月豊岡駅出発、小山書記引率の渡満

図表85 分村による適正農家戸数

—昭和19年高橋村—

計	薬王寺	大河内	小坂	東中	後	久畑	佐田	栗尾	平田	正法寺	部落名	総戸数	農外戸数	渡満戸数	差引農家戸数	過小	兼業	差引適正農家
五二二	七六	四五	五七	三四	一二	七三	四三	七〇	六九	三二	四	四	四	五	一三	六	五	一三
三〇	六	四	九	二	一	一八	三	一	一一	四	五	五	五	五七	一三三	一三	三五	三八
八四	一一	七	九	九	三	八	八	八	八	一三	五四	五四	五四	五四	一三三	一三	一三	一三
三九八	五九	三四	三九	二三	八	四七	三五	五四	五四	三二	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
五八	九	三	九	二	二	三	八	七	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
八二	一〇	五	一三	五	一	一八	四	九	九	一三	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二三九	四〇					一七	一六	七	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六

者名簿では、大人五八人、子供一四人、幼児一〇人、計八二人となつていた。さらに四月二八日、大橋喜之助を引率者として、豊岡発同じコースでハルピンに向つた渡満者は、大人二四人、小供一人、幼児四人、計三〇人となつてゐる。この合計で三〇四人である。これに先遣隊、出發者を加えたものが渡満分村者の合計となるわけである。したがつて「第一二次開拓渡満者名簿」によると、一〇三世帯四三四人となつてゐる。旧高橋村にとつては、村民の大移動となつたわけである。これによつて母村である高橋村の部落別戸数はどうになつたか、「戸数より算出した適正農家戸数」によつてみれば、次表のようである。

すなわち、平田、栗尾、久畑のような大きい部落と、小さい部落とでは異なるが、高橋村全体からみれば、

総戸数五一二戸、農外戸数三〇戸、農家戸数四八二戸のうち渡満分村戸数は八四戸、全体戸数は三九八戸となり、当時の言葉で的人口圧というか、戸数圧は大いに減少されることになる。そのうに過小農五八、兼業農が八二戸あり、それらに渡満者の農家の戸数を配分すると、いわゆる「適正規模農家戸数」は一三九戸となる計算となつたというのである。

また、これら分村渡満者の世帯に対する補助援助については「高橋村満州分村開拓規定」に基づいて、渡満者には一戸当たり五百円の奨励金が交付され、残留家族には前述の扶助金を交付し、渡満者の財産処理は特別評価委員が評価し、家屋の見積一〇〇円以下は八割、二〇〇円以上は超過額の二割を加算して交付し、負債は整理し、財産処理金と差引き、余りは開拓者に交付し、財産管理の委託の申出については「共同収益地設置計画」に組入れ管理する。等が定められ、それにより故郷の財産と負債を整理して渡満したのである。

また、全戸を挙げて参加する世帯には五百円、一ヵ年家族を残し単身渡満者に対し三五〇円（渡満時半分、家族招致の際半分）準団員は二五〇円、一家より二戸として参加するものは一戸分五〇〇円（準団員が全家参加するものも同じ）帰農して参加するものには二〇円、他町村よりも縁故関係で参加するのには、一〇円の「銭別」が村から送られた。また、満州における農耕地は団地三、九〇〇町歩、既耕地畑一、三〇〇町歩、水田一〇〇町歩、未耕地二、〇〇〇町歩、植林地三〇〇町歩、牧場二〇〇町歩を各班に別れて共同耕作し、住宅は旧民家を改造して人居し、一戸当平均は一二坪であった。また、家畜は馬二二〇頭、豚四〇〇頭、鶏一、八〇〇羽を飼養することとし、共同施設として共同倉庫三棟、共同浴場五棟、加工場一棟、他に小学校と診療所を建設する予定となっていた。渡満開拓者は高橋村の分村としてこれらの広大な土地を耕作し、米

は自給用とし、大豆、高粱、麦、小豆、馬れいしょを栽培し、開拓が完了すれば広大な土地はそれぞれ各戸に配分されることを信じ、それに希望をもつて渡満したのであつた。

これら分村計画による渡満者の輸送報告によれば、昭和一九年三月二一日豊岡駅を出発した一九八名の開拓団員とその家族は、一〇台の貨物自動車に分乗、三月の春霧の中を出発、豊岡駅前で分隊の整理を行い、一二時豊岡駅発、一五時姫路駅着、城南国民学校で休憩、一七時三〇分姫路駅を出発したが満員で六〇名乗車できず乗り遅れ者が出て、何人乗り遅れたかも調査できなかつたという。

三月二二日下関着、直ちに乗船、全員船酔いに悩まされ、一八時半釜山着、開拓団用列車来ず、乗り遅れ者の到着を待ち、全員会館に泊る。二四日釜山発し二五日一六時二〇分安東着。二六日朝八時奉天着、二三時ハルピンに着き、満拓会館泊、二七日も満拓会館滞在、二八日肇東着、貨物自動車で行程一三里的現地に向い、更に一里余り歩いて浜江省蘭西県北安村の開拓地に入り、それぞれ母村の名をつけた開拓地大河内、平田、東



満州開拓第2次先遣隊出発（豊岡駅にて）

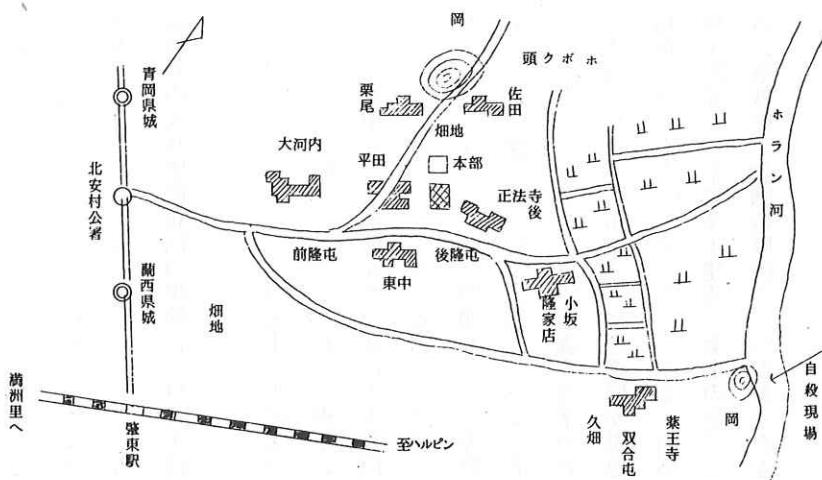
中、栗尾、佐田、正法寺、小坂の各部落、やや離れて久畠、薬王寺の部落に分れて開拓に従事することとなつたのである。その大兵庫高橋村開拓田部落の見取図は次図のようであつた。また、その一つ佐田部落の見取図をみれば下図のようであつた。もつて当時の満州開拓の実情を偲ぶことができる。

高橋村の大兵庫開拓団の現地における生活は、大河内班の班長和田福太郎の手記によれば、次のようにあつた。

「満州に入つて県庁から荷馬車で現地蘭西県北安村にある開拓団本部に着いた。岡の下に五部落が設けられ、私達はその岡の上に設けられた三部落に住むこととなつた。本部から八キロも離れた大きな土壠のある家で、その中に一家族住んだ。夜は大きな門を閉め安全であつたが、土間の上にござを敷き、更にアンペラを布いて寝た。五月初めから穀物の荷付けを共同作業、共同炊事で行つた。交通は馬で行い、川には石を敷いたように貝がいた。馬は四頭飼つた。原野は無限に広く、珍しい花が咲き、陽の入りが美しく、これが戦争中かと思う程であつた。」と記している。そして茄子を作り高梁が一〇メートルも伸び、地味も悪くなかつたようである。しかし、近くの満人部落のお嫁入りなどを見に行つたといふから満人混住地であつたと思える。結局これらの開拓地は、日本政府が現地人を追い出して安くで強制買収し、有力者の家を占拠し開拓者の用地に供したものがあつたことが知られる。

満州開拓が、王道樂土建設の美名の下に、軍の偉力を背景として、現住民の土地取上げの上に成立したところに敗戦後の悲劇の原因の一つがあつたといえるであろう。

## 第五章 現代における旧三村の成立



大兵庫高橋村開拓団部落配置図

### 佐田部落見取図

